

# 組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

## ① 現資格者（貸人）

住所

氏名

印

☎(連絡先)

## ② 新資格者（借人）

集落名：

住所

氏名

印

生年月日 T・S・H 年 月 日

☎(連絡先)

※新資格者（借人）に賦課金納入の義務が生じます。  
下欄の納入方法を記載下さい。

十三塚原土地改良区理事長 殿

## 1. 資格得喪の対象たる土地

市町村名	大字	字	地番	地積 m <sup>2</sup>	地目	用途	備考

## 2. 資格得喪の原因、及びその時期

(1) 原因（該当する番号に○）

1. 賃貸借権（農業経営基盤促進法） 2. 貸借権（農地法第3条） 3. 貸借権（農業委員会斡旋による）  
4. 使用収益権（経営受託による） 5. 経営移譲 6. 個別賃貸借 設定・解除  
7. 所有権移転（売買、相続、贈与等） 8. 合意解約 9. その他

QRコードでダウンロード

(2) 時期

1. 貸借権を設定した場合：令和 年 月 日～令和 年 月 日まで  
2. 組合員資格の発生する時期：令和 年 月から



## ☆賦課金の納入方法について

新資格者の方には毎年度賦課金の納入義務が発生します。下欄より納入方法を1つ(番号に○)選択下さい。

なお既に組合員であって納入方法に変更がない方は記入の必要はありません。

1. JA口座引落 2. JAの窓口で払込 3. 改良区指定の鹿児島銀行口座へ振込(手数料本人負担)  
4. 郵便振替 5. 改良区事務所へ直接納入

※ 1を選択された方は別途、預金口座引落届出書の提出が必要です。

事務局処理欄	電算
処理番号	—
適用年度	年度より